

## 八幡平市監査委員告示第 3 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき実施した定期監査(平成 30 年 5 月実施分)の結果を、同条第 9 項の規定により公表する。

平成 30 年 7 月 25 日

八幡平市監査委員 村山 巧  
八幡平市監査委員 井上 辰男

### 記

#### 第 1 監査の執行日時、対象及び場所等

期 日	対象課等	時 間	場 所
平成 30 年 5 月 21 日	花き研究開発センター	10:30 ~ 12:00	安代総合支所 打合室
	安代総合支所	13:15 ~ 15:15	
	田山支所		
	田山スキー場 防災ダム管理所		
	安代・田山診療所	15:30 ~ 16:30	安代診療所会議室
5 月 22 日	農業委員会事務局	10:00 ~ 10:45	議会議事堂 理事者控室
	議会事務局	11:00 ~ 11:45	
	会計課	13:00 ~ 13:45	
	西根総合支所 西根地区市民センター	14:15 ~ 16:15	西根総合支所 事務室
	監査委員事務局	16:15 ~ 17:00	

#### 第 2 監査執行者

監査委員 村山 巧  
監査委員 井上 辰男

#### 第 3 監査の主眼

財務に関する事務事業の執行及び事業の管理が適切に行われているかを主眼とした。また合

規性に加えて、合理性、妥当性の視点からも監査を実施した。

なお、監査の実施にあたっては、八幡平市監査基準及び当年度の監査方針に基づき監査を行った。

#### 第4 監査の方法

平成29年度における財務実務、事業の実施状況及び管理状況について、あらかじめ調書の提出を求めたうえで、所定の調書に基づき各所属長等から説明を聴取するとともに、併せて既に行っていた例月現金出納検査の結果等を踏まえて、抽出調査の方法も併用し、関係書類を調査する監査の方法とした。

なお、各課等に事前に提出を求めた調書は次のとおりである。

(各課等)

事務事業の概要及び予算執行状況（歳入・歳出）、業務委託契約（随意契約）の状況、工事契約（随意契約）の状況、負担金・補助及び交付金の交付状況、財産管理の状況（公有財産等の管理状況・未登記状況調書（土地））、職務に関連した現金等及び団体事務局の取り扱い状況、コンプライアンスの取組状況、年間スケジュール表

#### 第5 監査の結果

監査の結果、各課等の一部の事務処理について、以下に掲げる事項が見られたので適切に措置されたい。その他、監査時に認められた軽易な事項については、その都度担当職員に対して改善検討を要望した。

##### (1) 安代総合支所

###### ① 冬期間における公園付属施設等の点検業務委託について【意見又は留意事項】

「平成29年度長者の里農村公園および付属施設維持管理業務」は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までを委託期間として、毎週1回を基本とする公園施設等の点検業務を委託するものである。しかしながら、受託者から提出された委託業務実施報告書及び管理票には、同年12月から3月までの4ヶ月間、点検実施の記載がない。積雪期の冬期間は、公園付属施設であるトイレなどを閉鎖することから、実質的な保守点検の委託期間は4月から11月までとなっている。委託契約に定めた点検業務の回数は、この期間内で満足しており、精算もこの内容で行われているので、契約上の委託業務量の履行には問題はないと思われるが、不測の事態に備えるための冬期間を含めた通年契約という説明なので、1年を通じて、毎月同じ点検業務内容で委託する必要はなく、冬期間とそれ以外の期間に分けて、それぞれ実態に合った点検業務を設定するなど、委託業務の適切な執行に努められたい。

###### ② 自治会における補助金の取扱い及び事業計画について【意見又は留意事項】

「平成29年度自治会活動支援事業」に係る自治会活動費補助金交付申請書に添付の予算（案）を見ると、「収入の部」の「雑収入」欄に貯金利息等と一緒に、市からの補助金額が併記されている例が何件も見受けられた。それぞれの自治会においては、当該補助金が受

けられることを前提に次年度の収支予算書を作成しているということなので、「雑収入」という区分ではなく、新たに「補助金」という項目を設けて、その中に市からの補助金を記載するよう各自治体を適切に指導されたい。また、同年度の自治会における事業計画（案）の中には、事業計画 15 項目のうち、2 項目にのみ実施予定「年月日」が記載されているだけで、それ以外は「予定月」の記載もなく、事業項目だけが列挙されており、この内容をもって、事業計画と認めることには無理があると思えるものが見受けられた。市からの補助金を活用しての事業計画である以上、「いつ、どこで、何をするのか」を、せめて月単位で記載するなど、自治会ごとの事業計画を適切に作成するよう指導されたい。

③ 田山流雪溝利用組合における補助金について【意見又は留意事項】

平成 29 年度における田山流雪溝利用組合の補助金交付申請書に添付の収支予算書を見ると、収入欄に「補助金」とあり、その摘要欄に、「水門操作費 500,000 円及び運営補助金 1,000 円×53 戸」と注記されている。一方、同組合定例総会の収支予算書を見ると、収入欄に「委託費」として 554,000 円と記載され、その摘要欄には「八幡平市より」と注記されている。そもそも、当該補助金は、市からの委託費ではないことは明らかであり、誤解を招くような記載方法を改める必要があるので、収支予算書に記載されている金額の誤りの訂正を含めて、同組合を適切に指導されたい。

(2) 田山スキー場

① 田山スキー場のリフト点検委託業務について【指摘事項】

平成 29 年度に田山スキー場が実施した「2017/2018 期リフト点検業務」（契約期間：平成 29 年 11 月 13 日～平成 29 年 12 月 28 日）は、八幡平市契約規則第 22 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、契約書を省略し、業務委託指示書による随意契約により、同スキー場の 2 基のリフトを対象に、契約期間中に 2 回の点検を行うものである。しかしながら、点検契約約款第 3 条 1 の(3)に「乙は点検記録表に基づく点検が終了したときは、直ちに点検記録表を甲に提出しその結果を報告する。」と記載されているにもかかわらず、契約期間内に実施したと思われる 2 回全ての点検記録表が証拠書類として綴られていないため、「いつ、誰が、どのように点検したのか、そして、その結果はどうであったのか」が全く不明である。また、平成 29 年 12 月 28 日に実施したとされる当該委託業務の検収については、検収調書のみが 1 枚あるだけで、検収の際の資料や検収写真等、一切の証拠書類が添付されていないため、「何を、どのように検収したのか」が不明である。スキー客の安全・安心を最優先に、万全を期すべきスキー場の保守点検業務及びそれに付随する書類整備が明らかに不適切である。業務の進め方等を検証し、再発防止策を徹底したうえで、保守点検業務を適切に行うこと。

(3) 西根総合支所、西根地区市民センター

① 公有財産の貸付に係る算定方法について【注意事項】

公有不動産（宅地等）の貸付のうち、昭和 47 年から平成 17 年までの比較的古い年代に最初の貸付契約を行った 26 件について、算定方法を設定しないまま、現在も自動更新等により貸付されている。これらの貸付物件は、八幡平市誕生の際に旧西根町から引継いだものであり、これまで、算定方法の見直しをすることなく現在に至っている、との説明であるが、公有財産貸付の前提として算定方法は必要であり、現行の八幡平市財産規則や無償

貸付等条例、行政財産使用料条例等に基づき、現状を踏まえた算定方法を設定して、公有財産の管理業務を適切に行われたい。

② 委託業務の施行伺について【指摘事項】

平成 29 年度に西根地区市民センターにおいて、分煙空気清浄機保守点検業務を実施したが、支出負担行為となる施行伺いをしないまま、決裁を受けずに委託契約の締結を行っており、明らかに不適切である。業務の経過を検証し、再発防止策を徹底したうえで、委託業務の執行と進行管理を適切に行うこと。

③ 見積書の日付について【意見又は留意事項】

平成 29 年度に西根地区市民センターにおいて、ボイラー清掃整備委託業務を実施したが、見積り合わせの際、業者から提出された見積書に日付が記載されていないものが見受けられたので、日付のない見積書については、再提出を求めるなど、委託業務の執行を適切に行われたい。